

湘南学園後援会会則

【名称】

第1条 本会の名称は「湘南学園後援会」とする。

【目的】

第2条 本会の目的は次の通りである。

- (1) 湘南学園の建学精神に則り、教育を側面から支援し、学園力を高めていくこと。
- (2) 会員相互の親睦を図ると共に、学園全体の資質の向上に努めること。

【会員】

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同するPTA（保護者及び教職員）OBまたはOG。
- (2) その他、賛助会員としてこの会で認められた者。

【役員及び会計監査並びに役員会】

第4条 本会に、次の1から3号までの役員及び4号の会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名（総務・企画・会計等）
- (4) 会計監査 2名

2. 役員及び会計監査全員で構成する役員会を置く。

【役員及び会計監査の選出並びに任期】

第5条 役員及び会計監査は会員からの推薦により、総会で選任する。

2. 役員及び会計監査の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。但し、再任は妨げない。

【顧問】

第6条 本会に、顧問2名を置く。顧問は湘南学園の学園長とPTA会長とする。

【事務局】

第7条 本会の事務局を、藤沢市鵜沼松が岡4丁目1番32号の湘南学園に置く。

2. 事務局業務に必要な場合は学園理事会、教職員の参加、協力を得られることとする。

【会費】

第8条 本会の会費は、年会費2,000円とする。

【総会】

第9条 定時総会は年1回開催し、前年度の事業報告及び決算報告並びに当年度の事業計画案及び予算の承認、役員及び会計監査の選任を行う。

2. 会長が必要と認めたときには、臨時総会を開くことができる。

【会則の変更その他】

第10条 本会則の変更は、役員会にて審議したものについて総会の承認を得なければならぬ。

2. 本会則に定めていない事項は、役員会で処理する。

【付則】

1. この会則は平成21年11月7日から施行する。

2. 会の発足から平成22年3月31日までは役員及び会計監査は、発足時の総会で決めた暫定役員をもってあてる。